

事業者、人事労務担当者の皆さま

病気になっても仕事を続けられるために

「治療と仕事の両立支援」に取り組みませんか？

病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が
仕事を理由として治療機会を逃すことなく
また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく
適切な治療を受けながら、生き生きと就労を続けられることを
目指す取組みのこと。



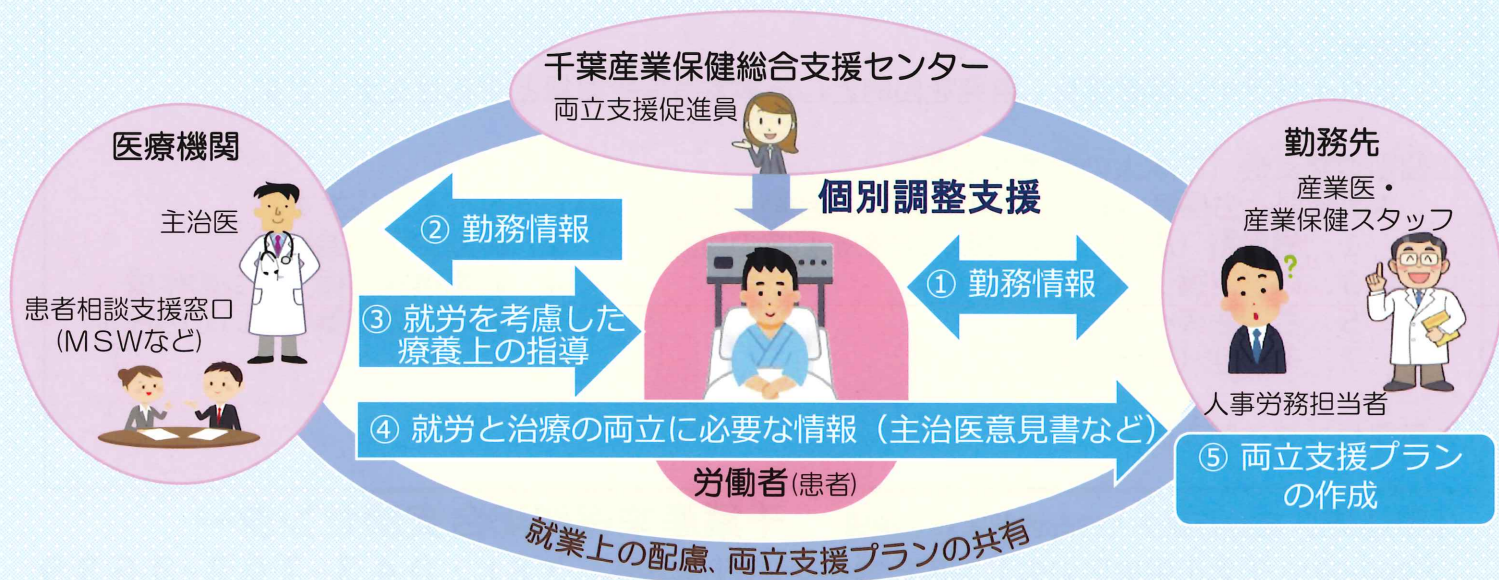
「治療と仕事の両立支援」について取り組むことは、「働き方改革」の重要な柱で、「健康経営優良法人」の基準に含まれています。

千葉産業保健総合支援センターの支援内容



| | |
|---------|---|
| 相 談 対 応 | 電話等による両立支援に関する質問や相談に対応します。 ※仕事の紹介や斡旋は行っていません。 |
| 個別訪問支援 | 事業所を訪問し、相談に対応したり、両立支援制度導入の支援、風土作りのための意識啓発研修を実施します。 |
| 個別調整支援 | 事業者と病気になった労働者が、仕事と治療の両立に取り組めるよう調整支援を行います。【対象疾患】がん・脳卒中・心疾患・糖尿病・肝炎・難病など ※支援には、労働者の同意が必要です。 |
| 啓発セミナー | 各種団体等を対象に、厚生労働省の「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の普及・啓発を目的としたセミナーを実施します。 |

厚生労働省
治療と仕事の両立支援ガイドライン



千葉県地域両立支援推進チーム 独立行政法人 労働者健康安全機構 **千葉産業保健総合支援センター**

ちばさんぽ
千葉産保



〒260-0013 千葉市中央区中央 3-3-8 日進センタービル 8階

TEL 043-202-3639 FAX 043-202-3638



2023

